

○盛岡市勤労福祉会館条例施行規則

昭和62年10月30日規則第20号

改正

平成5年3月31日規則第21号
平成9年3月27日規則第11号
平成10年3月30日規則第23号
平成11年3月29日規則第21号
平成12年3月30日規則第28号
平成14年7月31日規則第48号
平成15年12月22日規則第53号
平成17年3月31日規則第37号
平成22年3月31日規則第20号
令和2年3月6日規則第4号
令和3年6月28日規則第18号

盛岡市勤労福祉会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市勤労福祉会館条例（昭和62年条例第29号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市勤労福祉会館使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する勤労福祉会館にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、盛岡市勤労福祉会館のトレーニング室（以下「トレーニング室」という。）の使用の許可を受けようとするときは、口頭で許可の申請を行うことができる。

2 前項本文の申請は、勤労福祉会館（以下「会館」という。）を使用する日の3月前から行うことができるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第3条 条例第5条第1項の許可は、盛岡市勤労福祉会館使用許可書の交付をもつてする。ただし、前条第1項ただし書の規定に基づく口頭での申請によるトレーニング室の使用の許可は、盛岡市勤労福祉会館トレーニング室使用券の交付をもつてする。

2 前項の許可書の交付を受けた者は、会館を使用しようとするときは、当該許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(附属の設備の使用料)

第4条 盛岡市勤労福祉会館の附属の設備に係る条例第8条第2項の規則で定める使用料は、別表

のとおりとする。

(減免の申請)

第5条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、盛岡市勤労福祉会館使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、同条第1号に規定する障害者で次に掲げる手帳の交付を受けているもの（その者の保護者が交付を受けているときは、本人）又は同号に規定する障害者であることを証する書面を有するもの（以下「手帳被交付者等」という。）及び当該手帳被交付者等の介護を行う者がトレーニング室を個人で使用する場合並びに手帳被交付者等が会館（トレーニング室を除く。）を個人で使用する場合の当該申請書の提出については、当該手帳被交付者等にあつては当該手帳又は書面の、当該手帳被交付者等の介護を行う者にあつては当該介護を行う手帳被交付者等に係る当該手帳又は書面の提示をもつてこれに代えることができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の戦傷病者手帳
- (4) 知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第2条の療育手帳
(指定管理者の指定の手続)

第6条 条例第14条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市勤労福祉会館指定管理者指定申請書に会館の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第14条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあつては盛岡市勤労福祉会館指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあつては盛岡市勤労福祉会館指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

第7条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市勤労福祉会館指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨及び条例第9条第2項の規定により定めた利用料金を会館において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第16条第1項の市長が定める事項)

第8条 条例第16条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の代表者及び会館の長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

この規則は、条例の施行の日（昭和62年11月2日から）施行する。

附 則（平成 5 年規則第21号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第11号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成10年規則第23号）

- 1 この規則は、平成10年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市勤労福祉会館条例施行規則別表の規定は、平成10年 7 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年規則第21号）

この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年規則第28号）

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年規則第48号）

- 1 この規則は、平成14年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市勤労福祉会館条例施行規則の規定は、平成14年 8 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年規則第53号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の次に 2 条を加える改正規定（第 6 条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第37号抄）

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年規則第20号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 4 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 4 条関係）

区分	使用料	
	単位	金額
モニターテレビ	1 台	1,300円
液晶プロジェクター	1 台	1,300円
DVDプレーヤー	1 台	130円

【資料 3】

音声レコーダー	1 台	130円
ポータブルアンプ	1 台	130円
ワイヤレスマイクロホン	1 本	130円
スポットライト	1 台	70円
ピアノ	1 台	1,300円
囲碁セット	1 組	130円
将棋セット	1 組	130円
マーじゃんセット	1 組	260円

備考 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時まで使用する場合の使用料の額はこの表に掲げる額に2を乗じて得た額とし、午前9時から午後9時まで使用する場合の使用料の額はこの表に掲げる額に3を乗じて得た額とする。